議案第1号

屋外広告物の規制地域等の指定

屋外広告物の規制地域等を次のように指定する。

1 指定理由

一般国道115号(東北中央自動車道相馬福島道路)の一部区間(相馬山上インターチェンジ〜相馬インターチェンジ)の供用開始に伴い、 当該区間を含む相馬インターチェンジ〜霊山インターチェンジ間について道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域を第二種特別 規制地域等に指定し、また、両側1,000メートル以内の区域を第一種普通規制地域等に指定するものです。

2 指定地域

(1) 第二種特別規制地域等(福島県屋外広告物条例第3条第9号の規定による地域)

(現行)

路線名	区		間		4	域
	始	点	終	沪	区	以
一般国道 115 号			耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地 先(国道49号交差点)		道路用地の境界線から両側100メートル以内の 区域	
	相馬市山上字小田原300番11½ ンターチェンジ入口)	也先(相馬山上イ	伊達市霊山町下小山インターチェン	国字山岸13番1地先(霊ジ出口)	道路用地の境 側 5 0 0メー 区域	

(改正案)

路線名	区		間		区	域
	始	点	終	许		以
一般国道115号			耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地 先(国道49号交差点)		道路用地の境界線から両 側100メートル以内の 区域	
	相馬市栗津字長沢 89番1地チェンジ入口)	1先(相馬インター	伊達市霊山町下小 山インターチェン	国字山岸13番1地先(霊ジ出口)	道路用地の境 側500メー 区域	

(2) 第一種普通規制地域等(福島県屋外広告物条例第5条第1号の規定による地域)

(現行)

路線名	区		間		□	域
	始	沪	終	点	区	坝
一般国道115号			耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地 先(国道49号交差点)		道路用地の境界線から両側1,000メートル以内の区域	
	相馬市山上字小田原300番11地先 ンターチェンジ入口)	(相馬山上イ	伊達市霊山町下小国 ² 山インターチェンジ		PIVAC場	

(改正案)

路線名	<u>X</u>		間		IJ.	域
	始	点	終	点	区	以
一般国道115号			耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地 先(国道49号交差点)		道路用地の場側1,000 内の区域	
	相馬市粟津長沢 89番1地先エンジ入口)	(相馬インターチ	伊達市霊山町下小園 山インターチェン?	国字山岸 13 番1地先(霊 ジ出口)	四07区域	